

## 「京都市「集中改革プラン」について」に基づく 中期的な事務事業の見直し検討項目等について

「京都市「集中改革プラン」について」に基づき、各局等は、毎年策定、公表する「局運営方針」に、中期的（おおむね平成21年度まで）に事務事業の見直し（整理統合や廃止等）や民間委託等の検討を行う項目を掲げることとしています。

各局等が掲げる中期的な事務事業の見直し検討項目等については、以下のとおりです。

### 【総合企画局】

#### ◆ 1 市政広報、広聴活動の検討（継続実施）

高度情報化、少子高齢化社会への対応、より効率的・効果的な広報媒体・手法の選択及び活用を図ります。

#### ◆ 2 地域情報化推進事業に係る地域 IT アドバイザー活用施策の検討（平成18年度から）

市民の IT 活用能力の向上を図るため、IT 技術の普及に意欲的な市民を対象に平成13年度から実施している地域 IT アドバイザー研修について、これまで育成してきた地域 IT アドバイザーが自立的に地域での IT 普及活動を実施する仕組みを構築し、活用を図ります。

#### ◆ 3 行政業務の情報化推進に係る既存システムの今後の在り方についての検討（継続実施）

本市が管理運営する大型汎用コンピュータ、庁内ネットワーク（イントラネット）、オンライン業務システム等について、先端 IT 技術の動向を的確に把握、検証し、情報セキュリティの向上、システムの効率化及び経費の削減を目指し、再構築を図ります。

### 【総務局】

#### ◆ 4 公民協働（PPP）の推進（平成18年度から）

「公民協働（PPP）推進の考え方について」（平成16年9月策定）に基づき、民間活力の導入等を推進します。平成18年7月に「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」が施行され、民間活力導入の新たな手法が創設されたことを踏まえ、最適な行政サービスの提供方法についてこれまで以上に重点的に検討します。

#### ◆ 5 総務事務の効率化（平成21年度まで）

総務事務の効率化に向けて、平成18年度から設置している「総務事務効率化プロジェクトチーム」を中心に検討を進めます。平成19年度は、最適な効率化内容や具体的な費用対効果を確認するための基本設計を行い、平成21年度中に効率化後の新たな業務プロセスに基づく事務処理を開始することを目標とします。

◆ 6 大学運営の在り方に関する検討（平成19年度から）

平成18年度に設置した、外部の有識者で構成する「京都市立芸術大学運営懇話会」からの意見を聴取するとともに、教育研究の充実、開かれた大学づくり、効率的な大学運営の視点に立って、平成19年3月に策定した「京都市における地方独立行政法人制度に関する考え方」を踏まえた地方独立行政法人化の是非も含め、様々な角度から大学運営の在り方について検討を進めます。

【理財局】

◆ 7 専門性の向上と税務事務の効率化の推進（平成18年度から）

（目標） 近年の厳しい納税環境の中で市税収入を確保するとともに、平成19年度から実施される所得税から住民税への税源移譲等に的確に対応していくため、引き続き、税務事務に関する専門性の向上と税務事務の効率化に向けた取組を推進します。

（取組方針） 職員研修の充実や個人市・府民税課税支援システム（再掲）及び滞納整理支援システム（再掲）の開発など、税務事務の電算化の推進に取り組むとともに、税務事務全体の在り方について検討を行います。

【環境局】

◆ 8 南部クリーンセンター第二工場整備（平成18年度から）

耐用年限を迎えて休止している第二工場を、現地で建て替え整備します。建て替えにあたっては、従来の焼却施設に加えごみからエネルギーを最大限度回収し、環境負荷を最小化することを目的に、厨芥類（生ごみ）等からエネルギーを回収する「バイオガス化施設」を併設します。

平成19年度は、第二工場建て替え整備事業に係る環境影響評価手続きとして、環境保全上の見地から広く意見を聴くため、準備書の環境影響評価審査会への諮問、公告・縦覧及び意見聴取を実施するとともに、住民説明会等を開催しつつ、本年度末には評価書を提出するなど、平成25年度中の稼動を目指して、施設の整備事業の推進を図ります。

◆ 9 業務の改善（平成21年度まで）

「信頼回復と再生のための抜本的改革大綱」に則り、効率的な業務の執行に向けた取組を引き続き進めます。業務執行体制の再検討を行うとともに、勤務時間を最大限有効に活用した業務内容の拡大と業務計画の見直しを図り、市民から信頼されるサービスの向上に努めます。

【文化市民局】

◆10 P F I手法の活用（継続実施）

文化施設など多くの施設のほか、区役所、支所の整備を所管している文化市民局では、施設の整備に際し、P F I手法の活用を検討していきます。

伏見区総合庁舎については、平成20年度の着工を目指して、PFI手法を活用した施設整備を進めています。

また、左京区総合庁舎については、平成21年度の着工を目指して、PFI手法の類型の一つである、基本設計先行型DBM手法を活用した施設整備を進めています。

◆11 指定管理者制度の活用（平成18年度から）

文化施設をはじめとする多くの公の施設を所管している文化市民局では、直営施設を除く公の施設において、平成18年4月から指定管理者制度を導入しました。西京極総合運動公園（京都アクアリーナ）、地域体育館（5箇所）及び円山公園音楽堂においては、公募、選定の結果、民間事業者を指定管理者に指定しました。更には、平成19年4月に供用開始しました伏見桃山城運動公園についても、指定管理者制度を導入しました。

今後は、住民サービスの向上、経費の節減など、指定管理者制度に期待される効果が発揮できるよう、指定管理者を管理、指導するとともに、情報公開に努めます。また、指定管理者制度の導入による効果が期待できるような施設について更なる制度の導入を検討するなど、制度の活用を図ります。

◆12 区政改革の更なる推進（継続実施）

平成19年度に新たに設置する「区行政総合推進会議（仮称）」において、「区政改革に向けた今後の取組」の推進に向けた具体的取組の検討を継続するとともに、区政改革の取組の進行管理を行い、区民の期待にこたえられる区役所の実現を目指します。

更に、行政区制度検討調査会報告（平成16年3月）に示されたこれからの区役所像の実現に向けた改革を進めていきます。

【産業観光局】

◆13 外郭団体の経営改善の推進（平成18年度から）

- ・ 厳しい経営状況にある（財）京都市中小企業支援センターの経営を改善するため、直接貸付事業（平成16年4月新規貸付廃止）の債権回収の強化を指導するとともに、債務超過の計画的な解消を図るため、本市の財政的支援の在り方について早期に方向性を確定します。
- ・ 本市の産業振興、科学技術振興に大きく寄与している（財）京都高度技術研究所の経営基盤を強化するため、業務や組織、人事・給与等の面での抜本的な見直しを指導します。

◆14 外郭団体の統廃合等の推進（平成19年度まで）

- ・ （財）京都産業21への本市の関与の在り方を検討する中で、（財）京都産業21への本市の出えん率が引き下げられました。
- ・ 京北プレカット（株）及び（株）京都市花き総合流通センターについて、民間主導による効率的な事業展開を図るため、平成19年度末までに本市出資率の

引下げを行います。

◆15 地方独立行政法人化の検討（平成19年度から）

京都市産業技術研究所について、工業技術センターと繊維技術センターの機能的・立地的統合の効果が最大限発揮できるかといった観点から、地方独立行政法人化の是非について慎重に検討します。

◆16 指定管理者制度導入施設のより効率的・効果的な運営（平成18年度から）

平成18年4月から導入した公の施設の管理における指定管理者制度を活用し、より効率的・効果的な運営に努めます。

（指定管理者による管理を行う公の施設）

- ・ 勸業館「みやこめっせ」
- ・ 伝統産業振興館「四条京町家」
- ・ 宇多野ユース・ホテル
- ・ 宇津峡公園
- ・ 森林文化交流センター「森愛館」
- ・ 林産物需要拡大センター「ウッディー京北」
- ・ 京北森林公園

◆17 第一市場の施設整備における民間活力導入の検討（平成18年度から）

平成19年3月に策定した第一市場マスタープランを踏まえ、第一市場の施設整備における民間活力の活用を検討します。

◆18 第二市場の在り方の検討（平成19年度から）

第二市場については、その在り方について検討に着手します。

【保健福祉局】

◇ 事務事業の更なる見直し

◆19 福祉医療制度（平成18年度中に検討）

平成18年度に京都府においてあり方検討の結果が取りまとめられ、乳幼児医療については19年度から拡充することとします。他の福祉医療制度の具体的な内容については、今後更に検討します。

◆20 単費援護・単費助成（平成18年度中に検討し、可能なものから順次実施）

平成19年度予算において、一部の見直しを実施しました。

◇ 民間活力導入の更なる推進

◆21 公設公営の社会福祉施設（平成18年度中に順次検討し、見直しが必要とされた施設についてはその内容に従い、中・長期的視点に立って順次実施）

京都市社会福祉審議会における公設公営施設の今後のあり方等の審議を踏まえ、民間活力の導入も踏まえた検討を行います。

◆22 京都市立病院（平成18年度以降、要求水準書の確定、SPC業者の決定、実施設計・着工を順次進める）

PFI手法の導入を推進し、公共と民間のパートナーシップに基づく効率化を図ります。

◇ 外郭団体の更なる改革

◆23 (財) 京都市健康づくり協会 (平成18年度以降随時)

更なる経営健全化を進め、その結果を踏まえて今後のあり方を検討します。

◆24 その他 (平成18年度以降随時)

次の団体についても社会情勢等の変化に応じて必要な見直しを検討します。

・ (財) 京都中央看護師養成事業団

看護師需給状況を踏まえた見直し

・ (福) 京都社会福祉協会

適切な事業運営の在り方の検討

・ (福) 京都福祉サービス協会

改正介護保険法施行後の運営状況の把握、適切な事業運営の在り方の検討

◇ コスト削減の更なる徹底

◆25 歳入・歳出両面にわたる検討 (平成18年度において基本的な考え方を整理し、19年度予算編成過程において検討)

歳入については、国民健康保険料について、財政健全化プランの目標徴収率(92.0%)を達成しました。(平成17年度決算)

歳出では、平成19年度予算において、内部努力による節減を極力実施し、市民サービス低下を回避しました。

◆26 定員管理の適正化 (平成18年度以降随時)

事務事業の更なる見直しや民間活力の更なる推進等により、「市政改革実行プラン」及び「財政健全化プラン」の趣旨を踏まえた取組を進めます。

◇ その他

◆27 京都市立看護短期大学 (平成19年度早期に方向性を確定する。)

今後のあり方の方向性を明らかにします。

◆28 京都市立京北病院 (平成18年度に検討、19年度に医療施設審議会での審議、平成20年度に検討結果に沿った見直し)

平成17年度の合併以後の運営状況について総括を行い、京都市医療施設審議会等における審議も含めて、今後のあり方を検討します。

【都市計画局】

◆29 公共事業事後評価の実施 (平成19年度まで)

公共事業は、事業の有効性を検証し、その結果をその後の事業推進等に反映するために各段階(事前、事中、事後)において評価を実施することが望ましいとされています。

京都市では、公共事業の意思決定過程の透明性や市民への説明責任、予算の効率的な執行を図るために、平成10年度から公共事業の再評価(事中評価)、平成16年度から公共事業の新規採択時評価(事前評価)を順次実施してきました。

平成19年度からは、公共事業の完了後に事業効果等を確認する「事後評価」に取り組み、必要に応じて適切な改善措置を検討するとともに、評価結果を同種事業の計画・調査のあり方等に反映して参ります。

◆30 指定管理者制度の導入後の検証及び再選定（平成20年度まで）

都市計画局では、これまで公共的団体等に管理委託していた京都市醍醐交流会館、京都市醍醐駐車場、京都市景観・まちづくりセンター、京都市嵯峨鳥居本町並み保存館、京都市久我の杜生涯学習プラザについて、平成18年4月から指定管理者による管理が行われています。初の指定管理者制度の導入となるため、指定期間を3箇年として各指定団体の管理状況や制度運用状況の検証を行い、より効果的な制度の活用を図りながら、平成20年度中に、平成21年度以降の各団体の指定管理者について再選定を行います。

◆31 公営住宅家賃収納率の向上（平成20年度まで）

平成20年度決算において、公営住宅使用料の現年度の収納率を97.6%と目標設定します。

「京都市基本計画第2次推進プラン」及び「京都市財政健全化プラン」において、「市営住宅家賃徴収率の向上」の一つとして、数値目標を設定したものです。

（参考）平成17年度決算実績 96.86%

【建設局】

◆32 維持管理の時代に相応しい土木事務所の体制整備（平成18年度から）

時代の要請及び多様化する市民ニーズにより迅速、的確に対応し、サービス水準を向上させるためには、これまでの整備重視から、適切な維持管理にも重点を置く考え方への転換が必要であることから、平成18年度当初に、まず、土木事務所の体制整備を行いました。これにより、個々の市民要望にこれまで以上に機動的に対応することができ、また、これまでの事後的な業務から、事故を未然に防止する予防業務を充実させることにより、市民生活の安全性を高めることができ、更に本格的な維持管理の時代に対応できる体制となりました。

引き続き、この企図を踏まえ、平成19年度には、土木事務所における業務管理等の一層の徹底を図るため、本庁に土木事務所統括組織を設置するとともに、重要な社会資本である道路、橋梁等の整備と適切な維持管理をより計画的かつ効率的に推進するため、企画・計画機能の充実、事業推進体制の機能強化など、建設局の本庁組織についても見直しを行いました。

また、市民サービスを向上させ、市民の安心・安全な暮らしを確保する役割を十分に果たすことができるよう、土木事務所職員に対する市民対応研修等の職員研修を充実させていきます。

◆33 公の施設の効果的かつ効率的な維持管理（平成19年度までに指定管理者制度導入後の検証）

観光駐車場、路外駐車場、自転車等駐車場等の公の施設について、多様化する

市民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、施設の管理に民間を含む幅広い団体の能力を活用し、市民サービスの向上等を図ることを目的とする指定管理者制度の導入を平成18年度当初に完了しました。導入後の検証については、平成19年度中に行います。

◆34 公共施設の最適維持管理手法（アセットマネジメント）の検討（平成18年度から）

道路、河川などの社会資本が増え続ける中、適切な維持管理を怠ると、構造物の寿命を縮め、当初の想定より早い時期に更新をしなければならない場合が出てきますが、適切な時期に適切な補修を行うことで、耐久性の向上と延命化が図られ、更新を含めたライフサイクルコストを低減することが可能となります。

建設局では、今後の社会資本整備を進めるうえで重要となる最適な維持管理の実施と延命化等による更新費用の平準化等を目的とした最適維持管理手法（アセットマネジメント）の検討を進めており、年次計画を立てて積極的に取り組めます。

◆35 公共事業評価システムの確立（平成19年度まで）

「京都市市政改革実行プラン」を踏まえ、公共事業の効率性の向上や実施過程の透明性の確保を図るため、今後も引き続き事業の新規採択に当たっては、費用対効果分析等の指標を活用する新規採択時評価（総事業費10億円以上）を実施するとともに、長期化している事業について再評価を実施します。

更に、事業完了後にその整備効果を確認する事後評価について、平成19年度に本格導入を行い、公共事業評価システムの確立を目指します。

また、平成16年度から市民参加推進条例に基づき、再評価委員会の会議を公開するなど透明性の確保に努めています。

なお、19年度は公共事業評価を含め、政策評価や事務事業評価など、7分野の行政評価を条例化し、制度の恒久化と評価手法の充実を図り、透明性を一層高めることとしています。

◆36 公共工事の総合的なコスト縮減（平成19年度から）

厳しい財政状況の下で引き続き社会資本整備を着実かつ効率的に推進していくため、「京都市公共工事コスト縮減対策に関する新行動計画」に基づき、工事コストの低減、工事の時間的コストの低減、施設の品質の向上によるライフサイクルコストの低減等による公共工事に関する総合的なコスト縮減対策に取り組むとともに、平成19年度は市政改革実行プランにおける公共工事のコスト縮減の取組の最終年度に当たることから、更に徹底した取組の推進に努めます。

また、国の動向を踏まえて、新たなコスト縮減行動計画を策定し、20年度から新しい行動計画に基づいたコスト縮減の取組を進めます。

◇ 平成8年度の標準的な工事コストに対して、毎年7%縮減することを目標とし、平成16年度から19年度までの間に120億円の工事コストの縮減を図る。

## 【会計室】

### ◆37 総務事務の在り方の検討（平成21年度まで）

平成21年度を目途に総務事務の新たな効率化を目指す総務事務効率化プロジェクトチームに参画し、会計事務とのかかわり方について検討を行います。

\* 総務事務とは、市民サービスに直結しない間接業務、とりわけ給与関係、旅費計算、福利厚生関係、物品調達管理に関する事務の総称です。

### ◆38 物品センターの在り方の検討（平成21年度まで）

平成21年度を目途に、より効率的かつ合理的な運営体制となるよう、その在り方の検討を行います。

## 【選挙管理委員会事務局】

### ◆39 選挙事務の管理執行の見直し（継続実施）

○ 選挙事務の執行体制等の改善について  
投・開票事務の執行体制等の点検・見直しを行い、業務の簡素効率化を図ります。

○ 選挙人名簿調製方法の見直し  
選挙人名簿の磁気ディスクによる調製について検討していきます。

### ◆40 投票しやすい環境の整備（継続実施）

○ 仮設スロープ等の整備の検討  
投票所における仮設スロープの設置など誰にでも使いやすい投票環境の整備を検討していきます。

○ 投票区の分割の検討  
選挙人8,000人以上の大規模な投票区や選挙人から分割の要望等のあった投票区について、分割を検討していきます。

○ 期日前投票所の増設の検討  
区役所出張所での期日前投票所の増設を検討していきます。

### ◆41 啓発（継続実施）

○ 若者の啓発等への参加の推進  
啓発事業や投・開票事務等への若者の参加方法等を検討していきます。

○ 市・区明るい選挙推進協議会の活性化  
市・区明るい選挙推進協議会の活動内容、構成員(推進員を含む)等のあり方について検討していきます。

### ◆42 選挙等に関する情報提供の促進（継続実施）

過去の選挙結果のホームページへの掲載などホームページを利用した情報提供を検討していきます。

### ◆43 ITの活用による一層の市民サービスの向上（継続実施）

○ 投票所名簿受付システムの検討  
投票所の名簿対照事務について、システムの導入に向けて検討していきます。

○ 電子投票の拡大の検討

電子投票を行う選挙及び区について、拡大に向けて検討していきます。

業務の簡素効率化等の視点から、投・開票事務の執行体制等を点検し、見直していきます。また、平成17年度から選挙事務に導入した振替休日制度を継続実施していきます。

**【監査事務局】**

**◆44 市政の課題を踏まえ、行財政運営の改善に資する監査等の実施**（継続実施）

市政に対する信頼の回復とその発展に寄与するよう取り組みます。

- ・ よりの確に監査の結果として具体的に措置を求めるとともに、監査の結果に基づく効果の検証に取り組みます。
- ・ 適法性にとどまらず、経済性・効率性及び有効性の観点からの監査を充実し、より積極的に行財政運営の改善を図ります。
- ・ 計数の正確さ及び適正な経理にとどまらず、一般会計等の効率的な予算執行及び公営企業のあるべき事業運営の観点からの決算審査を充実し、継続的な効果の向上に努めます。

**【人事委員会事務局】**

**◆45 職員任用**（継続実施）

「団塊の世代」の大量退職や民間企業の景気回復に伴う採用拡大により、新規採用者の確保が重要な課題となる中、将来の市政を担う人材を確保していくための採用試験の手法について、更に研究・検討を行います。

また、係長能力認定試験については、有能な人材の早期発見及び早期育成、ひいては、組織の活性化につながるよう、制度の検討を重ねます。

**◆46 公平審査（勤務条件に関する措置の要求、不服申立て）及び職員からの苦情処理**（継続実施）

給与や勤務時間等の勤務条件に関して適切な措置を求める要求及び懲戒その他意に反する不利益な処分に対する不服申立てについて、公平に審査・判定を行い、必要な場合には任命権者に対して勧告や是正の指示などを行います。

職員からの苦情処理については、相談を行う申出人に対する確かな助言を行うほか、任命権者に対し指導、あっせんその他の必要な措置を行います。

**◆47 給与等に関する調査、報告及び勧告**（継続実施）

職員の人事給与制度を常に調査研究し、このうち、職員の給与については、社会情勢や地域の実情に適応したものとなるよう、毎年、職員と民間企業等の従業員との給与を比較し、適正な水準を明らかにして、これらを市会及び市長に報告するとともに、制度の改正等が必要と認められる場合は勧告や意見具申を行います。

## 【消防局】

### ◆48 消防活動総合センターの効果的な活用の検討（平成20年度まで）

老朽狭あい化のうえ借地料を負担している消防学校と、地下鉄延伸により移転の必要があった旧装備課施設，更に大規模災害時に京都市に派遣される緊急消防援助隊の活動拠点として今後整備が必要な施設の3つを統合し，消防活動総合センターとして，整備に着手しています。

この3施設の機能を合わせ持つ消防活動総合センターについて，より効率的かつ効果的なものとするため，平成18年度は，学校の教育機関として使用する施設や器材の大規模災害時での活用，消防局本部と消防活動総合センターとの間をリアルタイムに情報の共有を図る体制の確立，現場に出動する部隊への作戦指示書等を作成するシステムの構築などを検討してきました。

今後もこれまでの検討を踏まえ，平成20年度までに次の2点を検討していきます。

- ・消防学校と装備課等の平常時の業務と大規模災害発生時のより効果的な運用について
- ・緊急消防援助隊の受援時における効率的な災害情報の提供と現場活動支援について

### ◆49 消防防災通信ネットワークの効率的な整備と運用の検討（平成21年度まで）

消防救急無線と地域防災無線の2つについて，電波法令等の改正に伴って周波数の統一化とデジタル化が必要なことから，消防防災通信ネットワークとして整備を進めています。

しかし，消防救急無線については，平成20年度以降に基本設計に着手するよう国（消防庁）の方針が変更されたことから，同一整備が困難となり，事業計画を見直す必要が生じました。

平成18年度は，平成23年5月に期限が定められている地域防災無線と消防救急無線の端末装置のみの整備検討を行い，実施設計を行いました。

今後は，平成23年の期限までに地域防災無線等を先に整備し，また，消防救急無線の整備は，平成28年の期限までに整備を終えるよう整備計画を全面的に見直す検討を行っていきます。

- ・効率的かつ効果的な整備や運用について
- ・技術進展の著しい情報通信の高度化への対応の検証について

### ◆50 増加する救急需要への対応の検討（平成20年度まで）

救急出動件数の増加が全国的な救急業務の課題のひとつになっている中，本市でも昭和60年から22年連続で出動件数が増加しており，10年前と比較すると約1.6倍になっています。

平成18年中の出動件数は，微増（1.3%増）でしたが，高齢化・独居化の進展に伴い救急需要はますます増加すると予想されます。

このことから適切な救急対応を実施するため，引き続き，次の2点を平成20年度までに検討します。

- ・増加する救急需要に対応するための救急車の運用体制について
- ・適切な救急車利用の普及啓発や、市民に対する医療情報の提供の充実について

◆51 消防職員の大量退職への対応の検討（平成21年度まで）

消防局は団塊世代の職員の大量退職時代にさしかかりましたが、これに先立ち、災害現場活動や予防査察など消防行政における市民サービスを大量退職によって低下させないために、救急隊員等の有資格者数や専門的な知識、技能を維持向上するための対策を検討してきました。

その結果として、まず、初任教育生の教育カリキュラムについて見直しを行い、教育期間を6箇月から1年に延長して研修内容を充実させるとともに、救急隊員の資格を取得させるなどの格段の充実を図ったところです。

今後はこれに引き続き、大量退職に伴う残る課題である次の2点について平成21年度までに検討します。

- ・後継者育成のための方策について
- ・再任用職員の採用と最適な業務について

【教育委員会事務局】

◆52 学校統合の推進（継続実施）

本市における学校統合は、子どもの教育環境の充実のため、地域・保護者の十分な議論の上に立って、地元主導で推進し、19年4月までに小・中学校51校を15校に、幼稚園11園を3園に統合いたしました。その結果、市費負担教職員（京都市で給与を負担する教職員）122人の減員、人件費と運営費で年間16億円の削減、統合を行わなければ建て替え経費として必要であった300億円の節減、さらには義務教育費国庫負担金の政令指定都市への移管の際に市が財政負担することになる府費負担教職員（京都府で給与を負担する教職員）の大幅減員など、大きな財政効果を挙げています。今後とも、地元の方々との連携の下、子どもたちへの教育保障の観点が一番を考えながら、より一層の推進を図って参ります。

◆53 PPP（公民協働）導入の更なる推進（平成21年度まで）

京都国際マンガミュージアムについて、本市、大学や関連団体が計画を策定し、本市と大学との共同事業で実施するなど、積極的に民間活力の導入を図っております。また、総合教育センターでの教職員研修についても、専門的な知識・技術等が必要で継続的に実施する講座について民間委託を行うなど、取組を推進します。

◆54 PFI手法の積極的活用による施設整備等（平成21年度まで）

PFI手法による整備としては本市初となった「京都御池中学校・複合施設」（18年3月竣工、4月開校）に続いて、「小学校全普通教室冷房化」にもPFI手法を活用し、従来手法による整備よりも3年早く18年8月に整備を完了しました。

また、「音楽高校移転・整備」（20年度竣工予定）でもその手法を導入するとと

もに、今後要件を満たす施設についても導入していきます。

◆55 **生涯学習振興財団と野外活動振興財団の統合**（平成19年4月1日）

両団体は、子どもの教育と生涯学習の振興という分野で共通した目的で活動しており、生涯学習の統一的な進展を図ると共に、事業の能率化やノウハウの共有化を行いました。また、派遣職員の削減についても、達成目標はすでに達成していますが、今後ともより一層の効率化を図ります。

◆56 **私学退職金財団への補助金の廃止・削減**（平成20年度まで）

私学退職金財団補助金については、本来都道府県が負担するべきものであり、全国の政令市で負担しているのは本市のみであること等から、平成18年度から段階的に削減し、平成20年度に廃止します。

◆57 **学校光熱水費の削減に向けた環境配慮型機器等の導入**（平成18年度に機器等導入完了）

学校・園の光熱水費を削減するとともに、児童・生徒に実践から環境の大切さを学ばせる「環境にやさしい学校づくり」の一環として、節水機器や電力監視測定器を全校・園に導入しました。

※ 節水機器：水道栓に取り付け、水勢を維持しつつ出水量を抑える機器。

※ 電力監視装置：各校・園の電力使用状況をリアルタイムで測定する機器。使用量が多い月・日・時間帯等を把握し、各校・園での節減の取組に生かす。また、最大需要電力値を抑制することにより、次年度の基本料金を下げることができる。

◆58 **ホームページ化の推進による冊子作成の削減**（平成21年度まで）

これまで冊子を作成し学校へ配布していた調査結果報告書等について、その結果等をホームページ上で公開するなど、コスト削減に努めます。